

第 8 章 結核・感染症対策

県内における結核・感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るため、「山口県感染症予防計画」及び「山口県結核予防対策行動指針」に基づき、国や市町、医療機関等の関係機関と連携して、諸施策を推進します。

結核罹患率は年々減少傾向にあります。糖尿病等の基礎疾患を有する高齢者の割合が高くなっていることや、国際化に伴い、研修や留学等で滞在している外国人の発症割合が増加していることから、関係機関と連携し、きめ細かな個別支援を行うとともに、感染拡大防止を図ります。

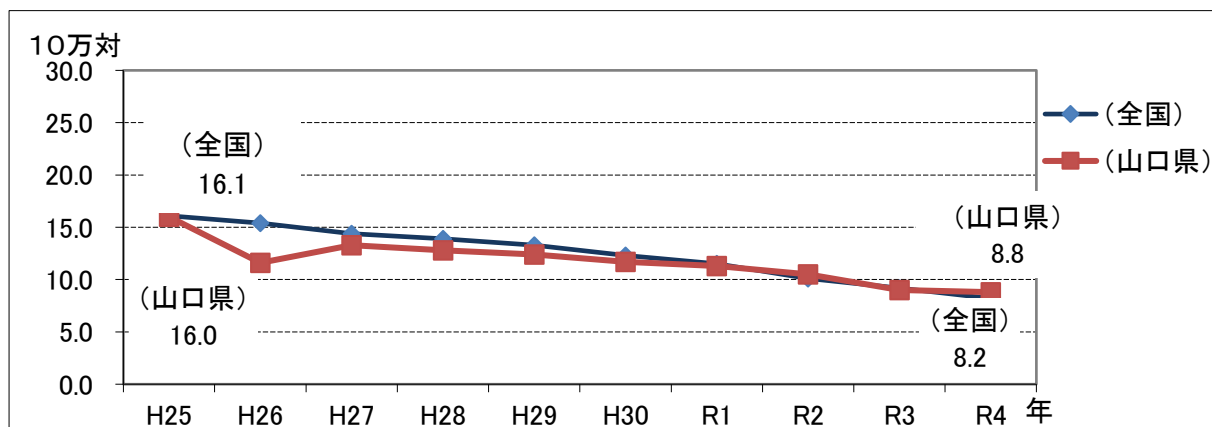
また、広域感染症に対しては、従来への対応に加え、広範囲な関係機関の連携による緊急かつ広域的な対応が求められることから、「山口県感染症予防計画」に基づき、広域感染症の予防、まん延防止を図ります。

1 結核対策

(1) 現状と課題

- 結核は、患者数が大きく減少したものの、毎年、150人弱の新規患者が発生しており、依然として対策が必要な感染症のひとつです。
- 基礎疾患を有する既感染高齢者が結核患者の中心を占めていますが、新登録結核患者数に占める外国出生者の割合が増加しており、加えて、多剤耐性結核の出現等、憂慮すべき状況となっています。
- 本県では、平成24年(2012年)4月に「山口県結核予防対策行動指針」を作成（平成31年(2019年)1月に改定）し、山口県の結核の実情に応じた施策を講じています。
- 患者の確実な治療と、結核のまん延を防止するとともに多剤耐性結核発生を予防するため、保健所において、潜在性結核感染症患者も含めた全結核患者に対し、一人ひとりの患者に応じた地域DOTS（服薬指導）を実施しています。

図 1 結核罹患率の推移



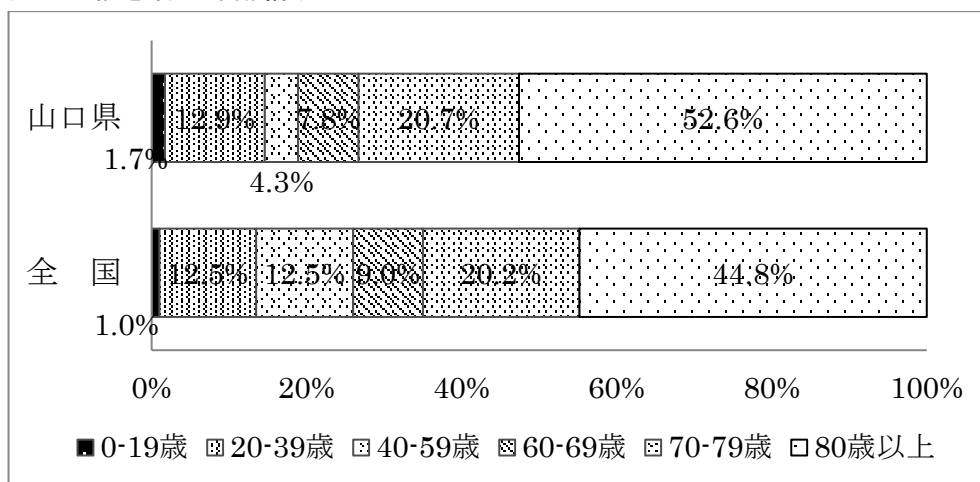
資料：結核管理図

表1 新規登録患者数（山口県）

（単位：人）

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
患者数	227	163	187	178	171	160	154	141	119	116
うち外国出生者	11	2	5	17	10	11	6	13	16	13
外国出生者割合	4.8%	1.2%	2.7%	9.6%	5.8%	6.9%	3.9%	9.2%	13.4%	11.2%

図2 罹患者の年齢構成



資料：結核研究所（令和4年）

(2) 施策

① 早期発見・早期治療に向けた普及啓発の促進等

- 結核の早期発見・治療につながるよう、定期健康診断の必要性や有症状時の早期受診の重要性を、結核予防週間（9月24日～30日）を中心に、県民に対し積極的に普及啓発します。
- 医師、薬剤師、看護師等医療従事者及び保健所職員等に対しては、研修会等を通じて理解を深め、早期診断と早期治療開始ができるよう努めます。
- 保健所において、患者訪問等により積極的疫学調査を行い、接触者に対する定期外健康診断の計画を立て、確実に実施します。
- 積極的疫学調査の一環として、結核菌の分子疫学手法による調査を実施するとともに、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、感染源及び感染経路の究明を進めます。

② 定期健康診断の実施率向上

結核を発病する可能性の高い年代等を対象とした定期健康診断の実施率向上に努めます。

③ 生後1歳までの乳児の結核予防接種の接種率向上

生後1歳までの乳児の結核の重症化防止に有効な予防接種の接種率の向上を図ります。

④ 結核患者の適切な治療と早期社会復帰の支援

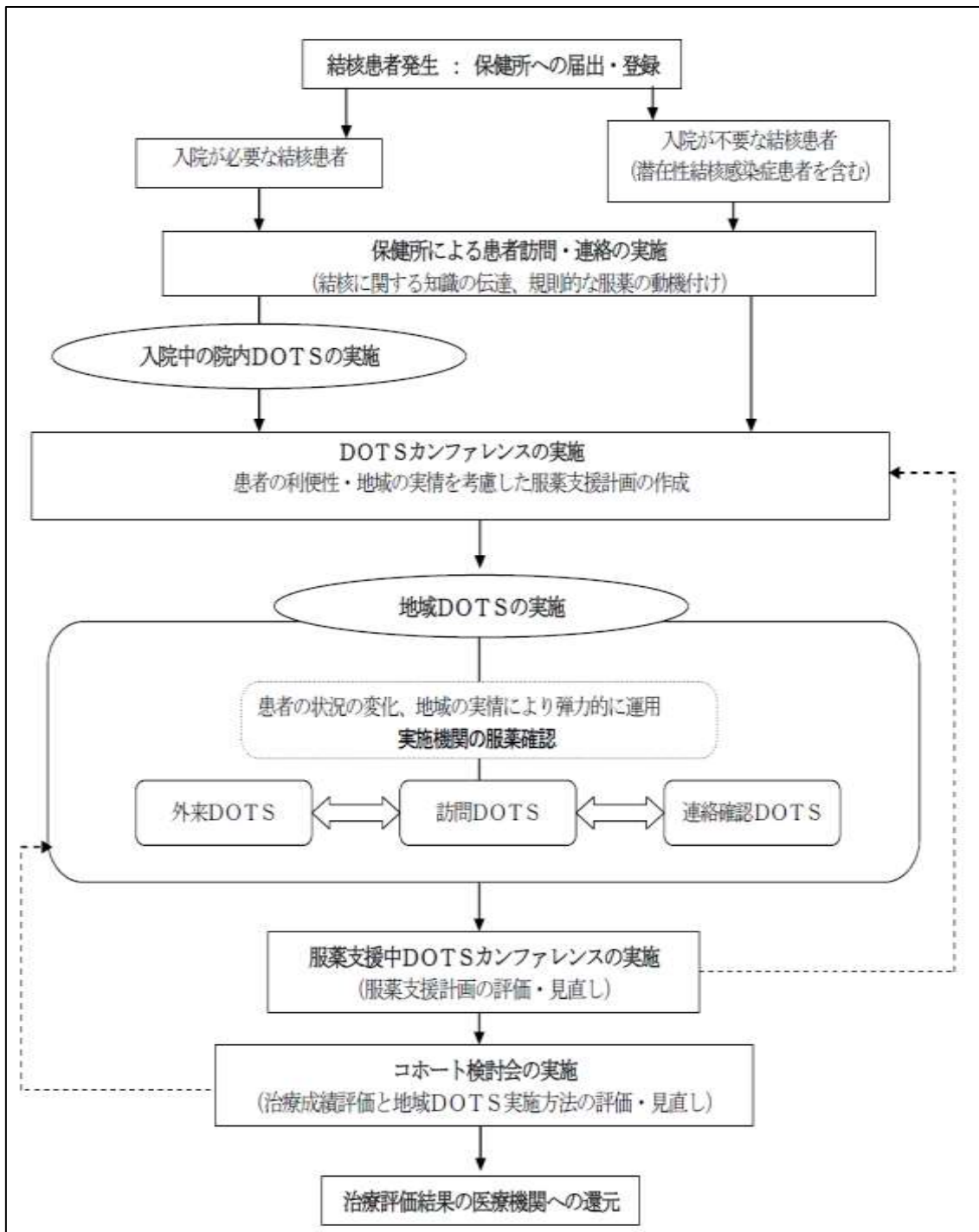
- 適切な治療実施と早期社会復帰への支援、再発予防のための管理の徹底に取り組みます。

- 保健所において、医療機関等との密接な連携の下、高齢者や外国出生者など全結核患者一人ひとりに合わせた地域DOTSを実施するとともに、結核患者の治療成績を評価・分析することで、治療中断の要因を分析し、服薬支援の質の向上を図ります。

⑤ 結核の総合的な対策を図るための関係機関との連携強化

医療機関、学校、市町等の関係機関との連携を強化し、結核の総合的な対策を図ります。

図3 山口県DOTS事業体系図



2 感染症対策

(1) 現状と課題

- インフルエンザの流行やノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生が例年見られるほか、薬剤耐性菌の発生等も社会的な問題となっており、また、近年では重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や日本紅斑熱の報告数の増加や、今般の新型コロナウイルス感染症の流行など、感染症は1年を通して県民に脅威を与えています。
- 県では、「山口県感染症予防計画」に基づき、県内における感染症の発生動向を調査し、正確に把握するとともに、市町や医師会等関係機関との密接な情報交換を通じ、平素から感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた事前対応型の対策の推進に努めています。
- また、感染症に対する適切な治療を行うため、感染症医療機関を指定し、感染症病床を確保しています。

第一種感染症指定医療機関（一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として知事が指定した病院）、第二種感染症指定医療機関（二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として知事が指定した病院）は、表4のとおりです。
- 国際交流の活発化や航空機による大量輸送等の進展等により、今後も新興感染症を含め、様々な感染症が、県内において発生・まん延する可能性があります。

このため、平素から国、検疫機関、医師会等の関係団体、医療機関、市町等との連携を強化し、医療提供体制の確保や防疫用資機材等の備蓄の促進を図るとともに、感染症に関する情報収集に努める必要があります。

また、広域的な地域に感染症がまん延するおそれがあるときには、近隣県、国、関係機関と連携して、迅速な情報収集や適切な対応を行っていく必要があります。
- 感染症は、その感染源や感染経路が不明である場合、誤った情報等により県民の不安が増大する懸念があります。このため、感染症についての正確な情報を県民に迅速に提供し、不安の払拭や自らの感染予防促進を図る必要があります。
- 感染症による災害発生時には、「山口県感染症予防計画」に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講じます。

表2 一類感染症・二類感染症

分類	定義	感染症名
一類感染症	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）

表3 二類・三類・四類・五類(全数把握分)感染症発生件数 (単位:件)

年次別	H29	H30	R1	R2	R3	R4
二類感染症 (結核除く)	0	0	0	0	0	0
三類感染症	22	32	15	36	13	14
四類感染症	36	33	41	44	32	41
五類感染症 (全数把握分)	146	403	552	137	131	185

資料: 山口県感染症統計

表4 感染症指定病床

1 第一種感染症指定医療機関

管轄医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
山口県全域	県立総合医療センター	2

2 第二種感染症指定医療機関

地区	管轄医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
県東部	岩国、柳井、周南	地域医療機能推進機構徳山中央病院	12
県中部	山口・防府、宇部・小野田	県立総合医療センター	12
県西部	下関	下関市立市民病院	6
北 浦	萩、長門	山口県厚生連長門総合病院	8
合 計			38

(2) 施策

① 適切な医療提供体制の整備や感染症に備えた防疫用資材、医薬品の備蓄の促進

第一種感染症指定医療機関である県立総合医療センター、第二種感染症指定医療機関、その他の病院において、感染症患者に適切に対応できる質の高い医療提供体制を整備するとともに、防疫用の各種資機材や、抗インフルエンザ薬の備蓄等を促進します。

② 新興感染症を含めた感染症情報の収集及び県民への正確な情報提供等

- 平素から、感染症情報の収集・分析を行うとともに、その結果・対策をホームページなどを通じて県民に提供し、予防を図ります。併せて、国、検疫機関、医師会などの関係団体、医療機関、市町などとの連携を強化するとともに、新興感染症に関する国内及び海外の流行状況の把握に努めます(新興感染症医療に係る施策等については第3編第3章参照)。
- また、近隣県と流行状況等の情報交換等に努めるとともに、本県における発生予防及びまん延防止の措置が必要と判断される場合には、近隣県や、国、関係機関と連携して、迅速な情報収集と適切な対応に努めます。

③ 予防接種に関する正しい知識の普及

予防接種ワクチンの有効性及び安全性の評価に関する情報等を十分に把握し、県民への正しい知識の普及に努めます。

3 HIV・性感染症対策

(1) 現状と課題

- エイズは、感染症法では、五類感染症として取り扱われています。治療法の進歩により、HIV陽性者は早期発見・治療継続によりエイズの発症を防ぐことができるようになりました。しかし、エイズを発病して初めてHIV感染に気付く「いきなりエイズ」の報告が全体の約3割を占め、早期発見が課題となっています。引き続き、予防対策の強化や早期発見、早期受診の体制整備、医療サポートの充実を図るとともに、根強く残る差別や偏見の解消に向けても、引き続き、取り組んでいく必要があります。
- 県では、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、総合的なエイズ対策を推進しています。
- 各健康福祉センター及び下関市立下関保健所では、匿名無料のHIV抗体検査(迅速検査等)を行っています。受検者の利便性向上のため、夜間検査にも取り組んでいます。
- 本県では、性感染症の中でも特に、梅毒の新規報告数が急増(平成25年(2013年)は7件、令和4年(2022年)は98件)しています。このため、県では、県ホームページ等を通じて、梅毒をはじめとした性感染症の予防に向けた普及啓発を図るとともに、各保健所において、HIV抗体検査と同時に希望者に対して梅毒検査を実施しています。

表5 エイズ患者・HIV感染者報告数の状況(令和4年)

	人 数	人口10万人対数	全国順位
患者数(累計)	2 (39)	0.152※	19位
感染者数(累計)	5 (81)	0.381※	20位

※累計報告数の令和4年10月1日現在人口10万対の数値

資料:「令和4年エイズ発生動向年報」厚生労働省エイズ動向委員会

表6 エイズ患者・HIV感染者報告数の年次推移

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
山口県	9	6	3	7	2	7	120
全 国	1,389	1,317	1,236	1,095	1,057	884	34,421

資料:「令和4年エイズ発生動向年報」厚生労働省エイズ動向委員会

表7 エイズ治療拠点病院

区 分	医療機関名
エイズ治療中核拠点病院（2箇所）	国立病院機構関門医療センター 山口大学医学部附属病院
エイズ治療拠点病院（3箇所）	国立病院機構山口宇部医療センター 山口県立総合医療センター 国立病院機構岩国医療センター

(2) 施策

① 青少年等を中心にした個別施策層や一般住民への啓発活動の推進

- エイズについて、青少年に対し、学校等でエイズ出前講座等を実施するとともに、一般住民へはH I V検査普及週間（毎年6月1日～7日）や世界エイズデー（毎年12月1日）にあわせた街頭キャンペーン等を通じて、発生の動向や正しい知識の普及を行うなどの啓発活動を推進します。
また、梅毒をはじめとした性感染症について、各種媒体を通じて予防に向けた普及啓発を推進します。
- ホームページ等を通じて、エイズ検査機関の周知を図ります。

② 各健康福祉センター及び下関市立下関保健所で相談、検査を実施する体制の整備

- H I V抗体検査については、各健康福祉センター及び下関市立下関保健所で迅速検査等を実施するとともに、同時に、希望者に対する梅毒検査を実施します。また、引き続き、夜間検査等の利便性の高い体制の整備を図ります。
- 感染の不安がある者に対して、適切なカウンセリングや指導を行うことができるよう、各健康福祉センター及び下関市立下関保健所の職員や教育関係者に対する研修会の開催や、国が実施する研修等への担当職員の派遣等により、最新知識の習得と技術等の向上を図ります。

③ エイズ治療拠点病院を中心とした良質かつ適切な医療の提供

- 中国四国ブロックエイズ治療拠点病院連絡協議会等に、県内の拠点病院の担当者を派遣し、最新の情報に触れる機会を提供し、良質かつ適切な医療を提供する体制確保に努めます。
- H I V感染者・エイズ患者及びその家族等に対してカウンセラーを派遣し、不安の軽減を図ります。
- 医療機関の連携を強化し、地域におけるH I V感染者、エイズ患者が、安心して療養できる環境を整備します。